

## 国民健康保険税の課税限度額引き上げ及び

### 低所得者世帯の軽減措置拡大のお知らせ

国民健康保険税の算定上、医療分・介護分・後期高齢者支援金分ごとに限度額を定めておりますが、令和5年度につきましては、次のとおり限度額を引き上げるようになりました。

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
限度額	630,000	650,000	190,000	200,000	170,000	170,000
所得割	8.60%	8.60%	3.10%	3.10%	2.70%	2.70%
均等割	23,500	23,500	11,500	11,500	15,000	15,000
平等割	18,500	18,500				

また、令和5年度から、低所得者世帯の軽減措置が拡大されました。

	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+10万円(給与・年金所得者の数-1)以下
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属の人数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(29万円×被保険者及び特定同一世帯所属の人数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属の人数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(53.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属の人数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下

■お問い合わせ 税務課税務グループ ☎01392-2-3131

## 広報版「防災きこない」～自主防災組織とは～

近年、全国的に大雨や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。

このような大規模自然災害では各地域で多くの方が被災され、役場や消防、警察などの公的機関による救助や援助といった「公助」では全ての被害への十分な対応ができません。このような点から、自分の身は自分で守る「自助」・地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の力が重要です。

現在、町と町内会連合協議会において設立を推進している自主防災組織（共助）とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、地域住民が自主的に組織・運営し、災害による被害を最小限に抑えるため、防災活動を行う組織です。

各町内会の皆様には「いざ」という時に、自分や身近な人の命を守る自主防災組織づくりへのご協力をお願いします。

なお、組織の立上げについて、規約の作成方法や活動内容等困りごとがありましたら、お気軽に総務課防災担当までご相談ください。

■お問い合わせ

総務課総務財政グループ ☎01392-2-3131



非常食を食べる子どもたち